

介護保険だより

令和7年10月号

群馬県国民健康保険団体連合会

月の途中で居宅介護支援事業所が変更となった場合の請求

月の途中で居宅介護支援事業所が変更となった場合の請求は、以下のとおりですのでご確認ください。

1 要介護状態区分の変更（要介護⇔要支援）による場合

サービス区分	作成方法等		
	給付管理票作成者		サービス事業者
	給付管理票	サービス計画費	介護給付費請求明細書
居宅サービス	月末時点の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が作成する。	月末時点の居宅介護支援事業者が請求する。	要介護状態区分ごとのサービス単位数により請求する。 ただし、要支援と要介護をまたぐ場合は、介護給付費請求明細書の様式が異なるため、2枚に分けて請求する。（※）

※ 算定単位が「1月につき」の対象サービスは「1日につき」の日割りによるサービス単位数で請求する。

2 その他の場合

サービス区分	作成方法等		
	給付管理票作成者		サービス事業者
	給付管理票	サービス計画費	介護給付費請求明細書
居宅サービス	月末時点の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が作成する。	月末時点の居宅介護支援事業者が請求する。	要介護状態区分ごとのサービス単位数により請求する。 ただし、要支援と要介護をまたぐ場合は、介護給付費請求明細書の様式が異なるため、2枚に分けて請求する。（※2）
小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス	居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が作成する。（※1）	居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が請求する。	

※1 月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用し、かつ当該期間を除いて居宅サービスを利用した場合、居宅介護（介護予防）支援事業所が給付管理票を作成する。

なお、月を通して小規模多機能居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用した場合は、小規模多機能居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所が給付管理票を作成する。

※2 算定単位が「1月につき」の対象サービスは「1日につき」の日割りによるサービス単位数で請求する。

月の途中で要介護状態区分が変更となった場合の請求

月の途中で要介護状態区分が変更となった場合の請求は、以下のとおりですのでご確認ください。

サービス区分	作成方法等		
	給付管理票作成者		サービス事業者
	給付管理票	サービス計画費	介護給付費請求明細書
居宅サービス	重い方の要介護状態区分を記入し、変更前及び変更後の要介護状態区分に基づくサービスごとに記入する。	月末の要介護状態区分を記入し、月末の要介護状態区分によるサービス計画費を請求する。	月末の要介護状態区分を記入し、変更前及び変更後の要介護状態区分に基づくサービス単位数ごとに請求する。ただし、要支援と要介護をまたぐ場合は、介護給付費請求明細書の様式が異なるため、2枚に分けて請求する。（※）
小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス			

※ 算定単位が「1月につき」の対象サービスは「1日につき」の日割りによるサービス単位数で請求する。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

